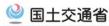


景観法等に関する最近の動向について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室



景観上重要となる建築物等を

(現状変更に対する許可制)

指定し積極的に保全

景観法(平成16年制定)の概要

🥌 国土交通省

良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、



その他、景観重要公共施設

などの制度により、総合的に良好

1. 景観法の運用状況

国土交通省

2 景観行政に取り組む団体の推移

景観行政団体、景観計画策定団体は順調に増加しており、景観法を活 用したまちづくりの取組が広がっている。

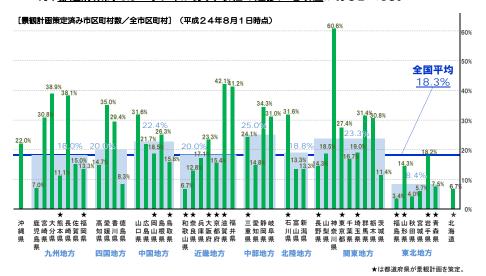


3 景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別)

地方整備局管轄区域単位でみると概ね20%前後の市区町村で景観計画策定済み(平成

24年8月時点)となっている(北海道、東北が他の地整より低いが、これは震災以前からの傾向。)。

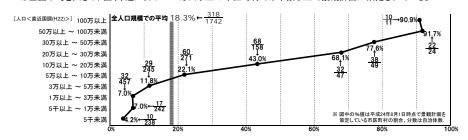
一方、**都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に地域差**があるといえる。



4 景観計画を策定して景観行政に取り組む市区町村の特徴

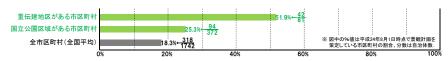
■自治体規模(人口)との関係

人口規模が大きいほど景観計画を策定している市区町村の割合が大きくなる。特に、人口5万人未満の市区町村で は全国平均を大きく下回り、逆に、人口20万人以上の市区町村では半数以上で景観計画が策定されている。



■地域特性との関係

重要伝統的建造物群保存地区や国立公園といった優れた景観資源がある場合は、景観計画を策定している市区 町村の割合は全国平均より大きく、景観行政の取組が積極的に行われていると言える。



5 景観法の活用意向等 (景観行政団体になる意向)



法定景観行政団体(都道府県を含む)と合わせ、841団体(全地方公共団体の47%) が景観行政団体となる見込み(時期未定含む)

法定景観行政団体以外の市町村の内

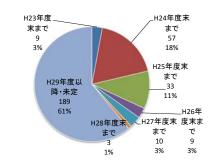
すでに景観行政団体である団体数…… 424団体 今後なる意向のある団体数……… 310団体

(合計 734団体)

景観行政団体になる意向



景観行政団体になる意向がある団体の 移行予定(希望)時期



6 景観法の活用意向等 (景観計画の策定意向)



平成28年度末までに、243の地方公共団体が景観計画を策定する意向。その時点で、 政令市は19団体全でが景観計画を策定する予定で、中核市は41団体中37団体が策定 することになる予定。

※平成24年3月1日時点

景観計画策定意向



検討背書

景観法においては一の行政区域について景観行政に責任を持つ地方公共団体を定める仕組 みとして「景観行政団体」という概念を設けている。



優れた景観のなかには、複数の地方公共団体の行政区域間にわたる広域的景観も存在するが、景 観法上は、景観行政団体の性格上、このような広域的景観の形成のみに限った制度上の措置はない。

検討の実施

- ・全地方公共団体を対象としたアンケート調査の実施
- ・先行して広域的景観の形成に取り組む地方公共団体の取組状況の把握
- ・学識経験者及び地方公共団体の景観行政担当者で構成される懇談会において議論
 - <良好な景観形成検討懇談会> (※1 平成22年度委員 ※2 平成23年度委員)

委員長 卯月 盛夫 早稲田大学 教授

北村 喜宣 上智大学 教授 小浦 久子 大阪大学 准教授

中井 検裕 東京工業大学 教授

福井 恒明 東京大学大学院 特任准教授

中島 昭寛 滋賀県土木交通部都市計画課 課長補佐(※1)

鶴田 洋久 小田原市都市部 景観担当課長(※1)

伴野 光三 滋賀県土木交通部都市計画課 課長補佐(※2)

検討結果

複数地方公共団体が関係する広域的景観形成であるがゆえの課題について、以下の2点を主要 な論点として抽出し、先進事例等をもとに整理。

・広域的景観に関連する複数の地方公共団体間でいかに連携・協調を図るか

・都道府県がいかに適切にその役割を果たすか

※検討結果はホームページで公表: http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000018.html

国十交诵省

1 広域的景観について

1-1 広域的景観とその価値について

国十交诵省

広域的景観には、山・山並み、河川、湖、海岸線、田園風景、歴史的な街道等 があげられ、当該景観に係わる複数の地域では、固有の地形、気候等の自然 環境、歴史や生活・文化等に共通性を持つ場合が多い。

|| 広域的景観形成について

以下の例のように日常生活との接点もすくなくない。

- ・筑後川の流域では、豊富な水資源を背景とし、上流・中流・下流ごとの地形を 活かした田園地域が形成され、また、稲作を活用した酒造業が流域に広がっ ている。
- ・シンボルとなる山や海辺がよく見える場所で、富士見台や富士見坂、汐見台 等と呼ばれる地名が付けられている
- ・街路の延長線上に信仰の対象となる山がくるような象徴的な街路空間とする 「山アテ」の設計手法が用いられている
- ・シンボルとなる山を眺めて、心を落ち着けたり、明日の天気を予測する

このような広域的景観は、その影響の範囲や程度が大きく、それに応じた重要 な価値を有している。

1 広域的景観について

1-1 広域的景観とその価値について

国土交通省

■広域的景観の価値を示した例

「いしかわの山や海の風景は、一人一人の心に焼きつ くふるさとの原風景である。いしかわには、古の時代か ら、崇敬され、親しまれてきた白山とそれに連なる山並 み、加賀から能登にわたる日本海の海岸線など多彩な 地形が織りなす豊かな自然景観や、人々の生活の営み が息づくのどかな里山や田園、落ち着いた風情を醸し 出す伝統的な街並みなどの文化的な景観がある。

これらは、いしかわ固有の自然と歴史や文化に培われ た風土の中で、永々と人々の生活や生業が積み重ねら れて形づくられた美しく個性的な景観となっており、まさ に、かけがえのない県民共通の誇るべき財産である。」

いしかわ景観総合条例(石川県)抜粋



出典:いしかわ景観づくりガイドブック



出典:いしかわ景観づくりガイドブック



(1)広域的景観形成の意義等

- ○単独の地方公共団体の取組だけでは意味がないまたは解決できない 課題への対応
 - →<u>複数の地方公共団体が連携協調することによって実現が期待でき</u>る。
 - 例:河川や湖の水質の保全による景観形成や行政界をまたぐ眺望景 観形成
- 〇地方公共団体ごとにバラバラに取り組んでは非効率または効果が限 定的な課題への対応
 - →<u>複数の地方公共団体が連携協調することによって相乗効果が期待できる。</u>
 - 例:観光資源である優れた景観を有する山を案内する統一したサイン等の整備による景観形成

13

1 広域的景観について

1-2 広域的景観形成の意義と目的等

◎ 国土交通省

(2)広域的景観形成の効果や目的意識の共有等

- 〇広域的景観は、複数の景観行政団体が関わる広がりのある景観であり、その 景観に関わる複数の地域においては地形、気候、歴史や生活・文化等に共 通性はあるものの、<u>それぞれの地域と広域的景観との関係は(眺望場所と眺</u> 望対象との関係や広がりの中での位置などから)、多様である。
- ○<u>広域的景観の歴史的社会的に認識されてきた価値や、新たに地域で見出した価値を確認し、それらを関係する地方公共団体や住民等で共有することから始めることが大切である。</u>
- ○広域的景観の価値を共有することによって、関係する地方公共団体等は、そ <u>の保全の取組を将来的な地域の活性化や観光促進といった共通課題への対</u> <u>応につながる取組と位置づけ、協調して取り組むことができるようになる</u>と考 えられる。
- ○また、広域的景観に関わる複数の地域においては、それぞれの地域に見る 立場と見られる立場が生まれる。そのとき、<u>それらの共通課題を共有すること</u> <u>により、それぞれの地域での取組を広域的景観の価値からとらえ直したり、地</u> 域の新たな景観の価値創出につなげたりできるようになることが期待される。

1 広域的景観について

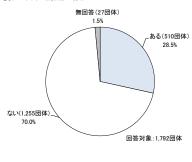
1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

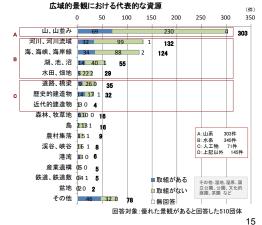
🤐 国土交通省

(1)広域的景観の概況

〇優れた広域的景観数 510地方公共団体・803件(単純合計) ○広域的景観資源の種類 自然的景観が多い。

優れた広域的景観の有無





<アンケートの実施概要>

- 対象:全国の全ての地方公共団体(1.792団体)・時期:平成23年9月・回答:1.765団体(回答率98.5%)
- ・『広域的景観』の定義・・・「区域が行政界をまたぐか、行政界をまたいで眺望される景観」

1 広域的景観について

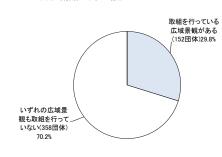
1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

◎ 国土交通省

(2)広域的景観形成の取組概況

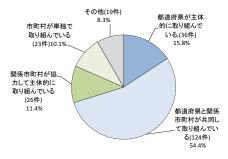
- 〇広域的景観形成の取組の有無 広域的景観があると回答したうち、 取組があるのは152団体・228件
- 〇広域的景観形成の取組の主体 都道府県が関与しているケースが比 較的多い。

広域的景観の取組の有無



回答対象:優れた広域的景観があると回答した510団体

広域的景観形成の取組の主体



回答対象:優れた広域的景観があり、広域的景観形成の取組がある228件



(2)広域的景観形成の取組概況

〇取組内容と連携状況

「景観計画による規制・誘導」、「景観形成の基本的考え方やガイドライン等の策定・周知」、「イベントや広報の実施」、「「景観法に基づく協議会」以外の行政・関係事業者等で構成する協議会等の場における広域景観形成のための協議・調整」が多く、全てについて半数以上で地方公共団体間の連携が図られている。

広域的景観形成の取組内容と連携状況



回答対象:優れた広域的景観があり、 広域的景観形成の取組がある228件

, 17

1 広域的景観について

1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

🥝 国土交通省

(3)広域的景観形成に取り組むきっかけ、必要と考えられること、取り組めない理由

- ○広域的景観形成に取り組むきっ かけ
 - 「優れた広域景観保全の機運の高まり」が最も多い。

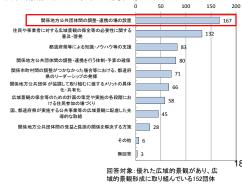
○広域的景観に取り組む上で必要と考えられること

「関係地方公共団体間の調整·連携の場 の設置」が最も多い。

広域的景観形成に取り組むきっかけ



回答対象:優れた広域的景観があり、広域 的景観形成に取り組んでいる152団体 広域的景観形成に取り組む上で必要と考えられること



1 広域的景観について

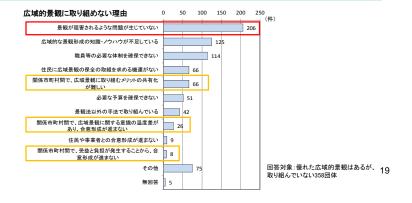
1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

🥌 国土交通省

(3)広域的景観形成に取り組むきっかけ、必要と考えられること、取り 組めない理由

○広域的景観に取り組めない理由 「問題が生じていない」が最も多い。

(複数の地方公共団体が関係しているがゆえの事項) 関係地方公共団体間で広域的景観に取り組むメリットの共有化が困難との回答が最も多い。

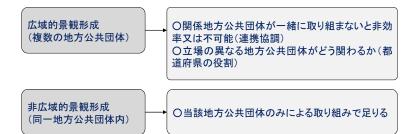


2 広域的景観形成について

2-1 広域的景観形成における主な論点

◎ 国土交通省

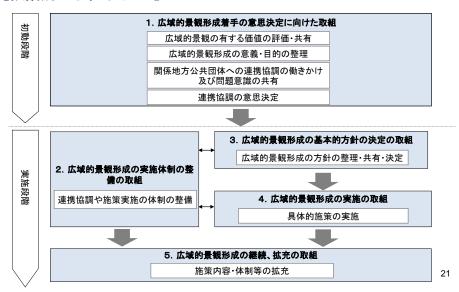
- ①広域的景観に関係する複数の地方公共団体間で、いかに連携協調を図るか (地方公共団体間の連携協調方策)
 - ○多くの場合に広域景観に関係する地方公共団体が連携協調を図らないと景観形成の取組ができない、又は非効率となるため。
- ②都道府県がいかに適切にその役割を果たすか (都道府県の役割)
 - ○都道府県の景観行政に対するスタンスや、広域的景観の価値や規模、市町村間の調整状況 に応じ、都道府県がいつどのようにその役割を果たすかが広域的景観形成の取組の成否や円 滑な推進に大きくかかわるため。
- ■同一地方公共団体内で景観形成に取り組む場合との対比



2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)



【段階別の取組ポイント】



2 広域的景観形成について

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

🤐 国土交通省

1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

(1)広域的景観の有する価値の評価・共有

広域的景観がどれだけ優れた価値を有しているのか、広域的景観を失うことがどのような影響を及ぼすことになるのかの把握・整理を行う。

■矢部川流域の事例

福岡県が主導し、関係市町村、地域住民と連携し、筑後地域における景観づくりの基本理念や基本的な考えを筑後景観憲章として制定することによって、地域の良を手人体にで記載することによって、地域のでは、地域のアイデンティティも示されているといえる。



22

2 広域的景観形成について

◎ 国土交通省

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

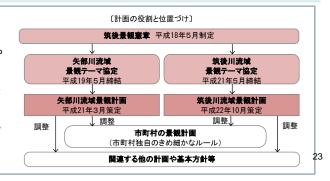
(2)広域的景観形成の意義・目的の整理

広域的景観形成が関係地方公共団体にとってどのような意義を持つのか、なぜ 複数の地方公共団体が連携協調した取組が必要なのか、連携協調した取組に よってどのような成果がもたらされることが期待できるのかの把握・整理を行う。 景観形成のみにとどまらない、地域の活性化や観光促進など、より上位の目的

や他の政策目的の達成の手段として取り組むものであることを意識した整理を行い、関係者の理解を得やすいよう工夫することが効果的。

■矢部川流域の事例

福岡県と関係市町村、地域住民等が協議し景観資源や景観形成の方向をまとめたマスタープランである「テーマ協定」を締結し、協働で部川流域の景観を守り育て、地域振興や観光まちづくりの資源として景観を活かすことを目的として定めた。



2 広域的景観形成について

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策

国土交通省

1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

(3)関係地方公共団体への連携協調の働きかけ及び問題意識の共有

これまでに整理を行った広域的景観の有する価値や広域的景観形成の意義・目的をもとに、関係する地方公共団体に広域的景観形成の連携協調を働きかけるとともに、問題意識の共有を図る。

(手法)

- ・広域的景観保全の必要性・重要性の共有の働きかけ(ボトムアップ)
- ・首長から首長への働きかけ(トップダウン)

■天橋立周辺の事例

日本三景である天橋立は、景観資源として重要であり、 複数の市町にまたがる景観でもあることから、京都府が関 係市町に呼びかけ、天橋立とその周辺のまちづくりと景観 形成について検討するため、行政、観光協会等の地元関 係者、有識者等からなる天橋立周辺景観まちづくり検討 会を設置した。

検討会において、住民・事業者・行政が一体となって天 橋立周辺地域の魅力を向上させる景観まちづくりを進め ていくためには、全ての立場の人が共有できる天橋立の あるべき姿や目標像を明らかにしていくことが必要である との問題意識を共有し、天橋立周辺景観まちづくり計画の 検討を行った。



天橋立ビューランドから天橋立を望む

24

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)



1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

<眺望確保の調整事例>

行政界をまたぐ眺望を確保する場合においては、ある一面だけをとらえれば、眺望を享受する側と眺望を提供する側といった、一見一方向的な見方がなされる場合があるため、初期の段階より、広域的景観形成の意義等を共有することによって、双方にもたらされうる効果や双方向の関係等を十分に意識し、広域的景観形成に連携協調して取り組むことが重要である。

各務原市と犬山市においてはこの ような取組を右記のように実践して いる。



平成15年 マンション計画問題を契機とし、両市長が会談

平成17年 木曽川号領協議会(任意)を共同で設立

「木曽川中流域の河川及び河川沿い市街地について、その景観の保持及び創造を図るため、 各務原市及び犬山市が連携して、木曽川景観基本計画の策定及び当該計画に保る事業等を 行うことを目的(木曽川豊祖協議会保施等)(条)とに、木曽川豊観協議会(任義)を設立た。

平成18年 木曽川景観基本計画を共同で策定

\bigcirc

各市の景観計画の策定

平成20年 大山市景観計画 大山城周辺地域

・木曽川景観基本計画に従い、犬山城と 木曽川の間の区域 の制限高さを20mに 定めた。

平成18年 各務原市景観計画

木曽川河畔地区(重点風景地区)
・各務原市側の大部分の高さ制限を木曽川景観基本 計画に定めた20mより厳しい13mに定めた。

計画に定めた20mより厳しい13mlに定めた。 ※景観計画策定の際の地元住民とのワークショップ において、広域的な眺望保全だけではなく、地区レベ ルの住環域の保全の視点から、より厳しい高さ制限に オモトラ物でが生った。

25

2 広域的景観形成について

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

🥝 国土交通省

1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

(4)連携協調の意思決定

(1)~(3)の取組をもとに関係地方公共団体において連携協調の意思決定を行う。

■関門海峡の事例

昭和63年 北九州市、下関市の両市長の会談 平成2年 地域間連携を目的とした関門地域行政連絡

会議(両市関係局部長)の設立

両市長の会談をきっかけに地域間連携の下地づくりがされた中で、北九州市長が名誉塾長を務める官民連携のまちづくりに関する自己啓発講座において、対岸の下関市と共同で景観向上のための取組を行うことについて提案があったことをきっかけに、両市が協定を締結し連携協調の意思決定を行った

平成10年 関門景観協定の締結

両市共同の関門景観基本計画の策定と実施等を規定



北九州市和布刈から関門海峡の眺め(写真左側が北九州市、右側は下関市)

6

2 広域的景観形成について

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

◎ 国土交通省

2. 広域的景観形成の実施体制の整備の取組

(1)連携協調や施策実施の体制の整備

複数の地方公共団体が関係する広域的景観形成においては、連携協調した施策の実施、また、各種施策実施後の統一した制度運用、施策効果の検証等のため、意思疎通を図る場の構築が必要である。

このため、景観協議会の設置等、連携協調や施策実施の体制を整備する。

■木曽川流域の事例

各務原と犬山市では、共同で任意の木曽川景観協議会を設置し、景観計画策定後は、両市長と、重要な景観資源であり、景観重要公共施設である木曽川水系の公共施設管理者である国や県で構成される法定の木曽川景観協議会を設置した。

■景観協議会の設立経緯等

木曽川景観基本計画の策定時に、河川管理者(国土交通省)や 関連団体(土木、観光等)の代表者で構成する検討委員会を設置

任意の協議会をまず設置し、その後、両市の景観計画が策定された後、平成21年5月に法定の景観協議会として位置づけ

■協議会の構成メンバー

各務原·犬山両市長 国土交通省中部地方整備局(木曽川管理者) 農林水産省東海農政局, 岐阜県, 愛知県(用水管理者) 地元関係者等 2 広域的景観形成について

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

◎ 国土交通省

3. 広域的景観形成の基本的方針の決定の取組

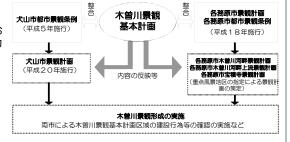
(1)広域的景観形成の方針の整理・共有・決定

関係する地方公共団体が共同して具体的な広域的景観形成の方針や景観形成基準等を検討し、各地方公共団体の景観計画などへ位置づけ、これに即して広域的景観形成のための具体的施策の展開を図る。

■木曽川流域の事例

各務原市と犬山市が共同で設置 した任意の木曽川景観協議会において、木曽川の景観形成の基本的 な考え方を示した木曽川景観基本 計画を策定した。

両市がそれぞれ同計画との整合 を図り、景観計画を策定した。



27

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)



4. 広域的景観形成の実施の取組

(1)具体的施策の実施

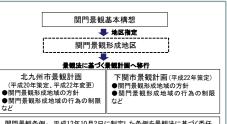
連携協調を図り、以下に示すような施策を実施する。

- ・基準内容の統一化を図った建築物等の規制・誘導
- ・公共施設が広域的景観である場合、関係する複数の地方公共団体による同一の公共施設に 対する景観重要公共施設の設定
- ・景観形成の基本的な考え方やガイドライン等の設定・周知
- ・法定の協議会以外の行政・関係事業者で構成する協議会等の場における広域景観形成のための協議・調整
- ・案内板等の公共サインのデザイン調整
- ・イベントや広報の実施による普及・啓発活動の実施の設定 等

■関門海峡の事例

下関市と北九州市は共同で景観形成の基本的な考え方を示した関門景観基本構想を 策定し、両市がそれぞれ同構想との整合を 図り、景観計画を策定した。

また両市において同一名称、同一条文の 関門景観条例を制定するなど、徹底して一 体的取組を行っている。また、両市の建築士 会が共同で景観形成の意識啓発に関するイ ベントを実施していている。



条例: 平成13年10月2日に制定した条例を景観法に基づく委任 条例に改正、平成23年4月1日より施行 2 広域的景観形成について

2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

🤐 国土交通省

5. 広域的景観形成の継続・拡充の取組

(1)施策内容・体制等の拡充

広域的景観形成の取組効果を検証し、継続的な取組を行うため、施策対象や 内容の充実や体制の強化等の検討を行う。

■羊蹄山麓の事例

羊蹄山麓広域的景観づくり推進協議会の下部組織である景観広告推進部会において羊蹄山麓広域景観広告ガイドラインを策定した。

さらに、スキーリゾート地であるひら ふ坂地区では、住民、事業者、行政が一 体となって、このガイドラインよりきめ

の細かい地区独自のルール づくりを検討し、協議会が この取組を支援するなど、 施策の充実や取組の発展が なされている。

ひらふ坂地区の案内板の仮設実験



30

2 広域的景観形成について

2-2 広域的景観形成の取組方策(都道府県の役割)

🤐 国土交通省

(1)景観行政に対するスタンスに応じた役割

①自ら景観計画を策定する場合

- ・景観計画による規制・誘導等の実施(都道府県景観計画の区域内)
- ・自主条例を活用(景観行政団体となった市町村の区域も含めて都道府県 が積極的に広域的景観形成に関与する意向がある場合)

②自らは景観計画を策定せず、市町村の景観計画策定を支援する場合

- ・広域的景観形成のビジョンを提示し、市町村による取組を促進
- (道路や河川等が広域的景観の資源である場合)
- ・景観協議会の設置等、関係地方公共団体間の連絡調整の場づくり
- ・景観重要公共施設の設定の協力や公共施設管理者間の調整

③共通

- ・景観協議会等の場づくり
- ・市町村に対する景観形成に関する情報・ノウハウの提供、技術支援の実施等

(市町村が主体的に関係市町村間の調整に取り組む場合)

・都道府県の景観関連施策への位置づけによる支援や適時適切な情報・ノウハウの提供、技術支援の実施

2 広域的景観形成について

🥌 国土交通省

2-2 広域的景観形成の取組方策(都道府県の役割)

(2)都道府県の景観計画への広域的景観形成の位置づけ後の留意点

景観行政団体となった市町村の景観計画の区域が都道府県景観計画の区域外になる場合、次の点に留意が必要であると考えられる。

- 〇都道府県が景観計画等に示した目的や景観形成の方針及び基準を、市町 村の景観計画で十分に受け止め、都道府県景観計画等との整合を図ること
- 〇市町村間で景観形成基準等の運用にばらつきが生じないよう、都道府県及 び市町村間において意見や情報の交換の場を設置し、制度運用の統一を図 ること
- 〇関係する市町村間において広域的景観の価値を共有する過程において、 都道府県が調整機能を果たす必要がある場合があること

- 〇広域的な観点から地域の潜在的な自然景観資源を生かした第一次産業の振興や観光事業の推進によって、地域の魅力を総合的に可視化すると共にブランド化し、景観による地域の活性化を図ることは、日本全国でまだ十分な可能性がある。
- 〇そのためにも、<u>都道府県や関係市町村による景観資源の発掘と景観形成の</u> 推進及び一層の緊密な連携と協調が期待される。

Ⅲ. その他の情報提供

国土交通省

Ministry of Land Infrastructure Transport and Tourist

1 都市景観大賞(H25年度募集)

🤐 国土交通省

「都市空間部門」

街路・公園や公開空地等の公共的空間とその周りの宅地・建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区。

「景観教育・普及啓発部門」

景観に関する教育、意識啓発、知識の普及 等を地域に根差して行っており、その取り組 みが地域の人々への景観への意識・関心 の高揚につながっている優れた活動。

○募集期間:

平成24年10月4日(木)~12月26日(水)



甲陽園目神山地区(兵庫県西宮市)

1 都市景観大賞(H24**年度受賞**)

🥝 国土交通省

「都市空間部門」受賞例



吹屋地区(岡山県高梁市)

「景観教育·普及啓発部門」受賞例



歴史や文化を活かしたまちづくりと工業高校の建築教育支援 (福井県越前市、越前町、南越前町、池田町)



須戸の町並みから学ぶ取組 ~小・中学校と住民団体の 連携を生かして~(新潟県新潟市)

2 景観まちづくり教育の推進について



- ・良好な景観形成を進めていくには、景観に関心を持ち、その形成を自らの問題と捉えることのできる 人材の育成が不可欠。
- そのためには、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観教育」が重要。
- ・行政向け、学校向け、市民向けの景観教育ツールを提供。

(景観まちづくり教育HP: http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm)

学校での景観まちづくり教育の モデルプログラム(11種類) 学校での景観まちづくり 教育の事例集



なお、(一財)都市文化振興財団において、景観まちづくり学習モデルプログラムの中から選んだプログラムを、授業や総合学習の時間等において取り組む小・中学校に対して、費用の助成を実施。詳しくはHP(http://www.toshibunka.or.jp/josei.html)を参照。

37

3 歴史的風致維持向上推進等調査について

🤐 国土交通省

町家等の歴史的建造物の滅失を防ぎ、歴史的まち並みを保全・活用するため、歴史的なまち並み形成において隘路となっている共通課題等に対応する調査について提案を募集して実証する。

公募

歴史まちづくりにおける資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組を公募

共通課題

○民間資金の導入による町家等の歴史的建造物 の修理・活用等の促進

町家等の歴史的建造物の修理・活用等を促進する ため、先行事例が少ない民間資金を活用した取組を 先導的に行うことによって、実証によるスキームの確 立と、国として定めるべき基準、制度を構築する



〇広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成

全国各地において、地域の歴史的建造物の保存・活 用を担う専門家組織の育成を行うことによって、各地 域の人材不足を解消し、各地域の組織間での連携に よる、災害等の緊急時体制の基礎をつくる。



歴史的建造物の

選定·実施·活用

有識者によって構成される評価委員会により優れた提案を選定・実施し、その成果を他地域で活用

🥝 国土交通省

4 情報提供など

🥝 国土交通省

(1)景観まちづくり

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html

景観法の施行状況、活用意向調査結果、平成21年度地域景観づくり緊急支援 事業の取組成果等について、情報提供を実施

(2)歴史まちづくり

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.html 歴史的風致維持向上計画の認定状況などについて、情報提供を実施

(3)景観ポータルサイト

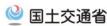
http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_mn_000003.html 国土交通省の美しい国づくりに関する情報提供を実施。

(4)景観行政ネット

http://www.keikan-net.org/

(財)都市づくりパブリックデザインセンターの運営するインターネットを利用した 景観行政団体による景観行政に関する情報・意見の発信・交流システム。

<参考>



◇景観行政団体 562地方公共団体

・都道府県(47都道府県)・政令市(20市)・中核市(41市) <その他の市町村:454団体>				
都道府県	景観行政団体(都道府県、政令市、中核市以外)			
北海道	小樽市、釧路市、清里町、美瑛町、平取町、東川町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町			
青森県	八戸市、弘前市			
岩手県	平泉町、一関市、北上市、遠野市、奥州市			
宮城県	登米市、松島町、多賀城市、塩竃市			
秋田県	横手市、仙北市、小坂町			
山形県	酒田市、鶴岡市、大江町、長井市、米沢市			
福島県	南会津町、三春町、会津若松市、白河市、喜多方市、福島市			
茨城県	つくば市、守谷市、水戸市、牛久市、桜川市、土浦市、古河市、石岡市、大洗町、つくばみらい市			
栃木県	日光市、小山市、足利市、那須塩原市、佐野市、高根沢町、那須町、鹿沼市、栃木市			
群馬県	伊勢崎市、富岡市、太田市、板倉町、中之条町、草津町、高山村、甘楽町、川場村、下仁田町、藤岡市			
埼玉県	戸田市、八潮市、草加市、秩父市、新座市、川口市、三郷市、熊谷市、志木市、越谷市、春日部市、和光市、所沢市			
千葉県	市川市、市原市、我孫子市、浦安市、館山市、佐倉市、流山市、松戸市、茂原市、香取市、袖ヶ浦市、御宿町、山武市、大網白里町、成田市、野田市、 鎌ヶ谷市			
東京都	世田谷区、府中市、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、町田市、目黒区、品川区、江戸川区、荒川区、綾馬区、板橋区、八王子市、台東区、渋谷区、立川市			
神奈川県	真鶴町、平塚市、小田原市、秦野市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、茅ヶ崎市、座間市、三浦市、大和市、海老名市、厚木市、伊勢原市、箱根町、大磯町、 湯河原町、葉山町、綾瀬市、南足柄市			
山梨県	山梨市、韮崎市、南アルブス市、北杜市、甲州市、甲府市、笛吹市、市川三郷町、早川町、富士河口湖町、小菅村、忍野村、山中湖村、道志村、身廷町、中央市、甲斐市、富士川町、西桂町、鳴沢村、丹波山村、大月市			
長野県	松本市、飯田市、佐久市、諏訪市、千曲市、小布施町、高山村、茅野市、小諸市、安曇野市、上田市、下諏訪町、山ノ内町			
新潟県	新発田市、佐渡市、上越市、南魚沼市、村上市			
富山県	高岡市、砺波市			
石川県	加賀市、七尾市、輪島市、小松市、白山市			
岐阜県	各務原市、多治見市、中津川市、美濃市、可児市、下呂市、大垣市、高山市、白川村、飛騨市、恵那市、美濃加茂市、瑞穂市、郡上市、本巣市、瑞浪市、関市、土岐市、坂祝町、池田町			
静岡県	熱海市、富士市、三島市、伊東市、下田市、沼津市、湖西市、富士宮市、袋井市、掛川市、牧之原市、裾野市、島田市、伊豆の国市、御殿場市			
愛知県	犬山市、長久手市、瀬戸市、半田市、常滑市、一宮市、みよし市、碧南市、春日井市			

◇景観計画策定団体 338団体

都道府県:20団体、政令市:19団体、中核市:36団体、その他の市町村:263団体 下線 都道府県、政令市、中核市

都道府県名	景観行政団体名	都道府県名	星知仁亦田什么	
都退附県 名			景観行政団体名	
北海道	北海道、札幌市、旭川市、函館市、清里町、平取町、東川町、 長沼町、小樽市、当別町、黒松内町、釧路市、上宮良野町	三重県	<u> 重重県</u> 、四日市市、松阪市、伊賀市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市	
		滋賀県	<u>滋賀県</u> 、大 <u>津市</u> 、近江八幡市、彦根市、高島市、長浜市、 守山市、栗東市、東近江市	
青森県	<u>青森県</u> 、 <u>青森市</u> 、八戸市、弘前市			
岩手県	<u>岩手県</u> 、 <u>盛岡市</u> 、一関市、遠野市、平泉町、北上市、奥州市	福井県	大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市、勝山市	
宮城県	<u>仙台市</u> 、登米市	大阪府	大阪府、大阪市、高槻市、塚市、豊中市、美面市、太子町、吹田市、 寝屋川市、岸和田市、茨木市	
秋田県	<u>秋田市</u>	京都府	京都府、京都市、宇治市、長岡京市、宮津市	
山形県	<u>山形県</u> 、米沢市、酒田市、鶴岡市、大江町、長井市	兵庫県	<u>神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市</u> 、伊丹市、三田市、篠山市	
福島県	福島県、喜多方市、白河市	奈良県	<u>奈良県</u> 、 <u>奈良市</u> 、橿原市、明日香村、斑鳩町、生駒市	
茨城県	水戸市、つくば市、守谷市、牛久市、土浦市	和歌山県	和歌山県、和歌山市、高野町	
栃木県	字都宮市、日光市、小山市、那須町、那須塩原市、足利市、高根沢町、佐野市	鳥取県	鳥取県、倉吉市、鳥取市、米子市	
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、富岡市、太田市、板倉町、川場村、高山村、中之条町、甘楽町、下仁田町	島根県	松江市、出雲市、津和野町、大田市、奥出雲町	
埼玉県	<u>埼玉県、之いたま市</u> 、八瀬市、草加市、秩父市、川口市、戸田市、 熊谷市、和光市、新座市、三郷市、志木市、所沢市	岡山県	圖山県、岡山市、倉敷市、早島町、瀬戸内市、真庭市	
		広島県	福山市、尾道市、三次市、呉市、廿日市市	
千葉県	<u>千葉市</u> 、 <u>柏市</u> 、 <u>船橋市</u> 、市川市、 我孫子市、流山市、市原市、浦安市、松戸市	山口県	下関市、宇部市、萩市 、周南市、柳井市、防府市	
	東京都、世田谷区、府中市、新宿区、江東区、足立区、港区、墨田区、町田市、目黒区、 杉並区、品川区、江戸川区、練馬区、板橋区、八王子市、台東区、荒川区	徳島県	上勝町、三好市	
東京都		香川県	高松市、丸亀市、土庄町、宇多津町、善通寺市	
神奈川県	機派击、川崎市、組模區市、幾須宣市、小田原市、秦野市、逗子市、 鎌倉市、藤沢市、真鶴町、湯河原町、大和市、茅ヶ崎市、座間市、 平塚市、大磯町、箱根町、海老名市、厚木市、薬山町	愛媛県	松山市、宇和島市、内子町、上島町、大洲市、八幡浜市、今治市	
		高知県	高知市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町、四万十市	
山梨県	山中湖村、北杜市、南アルプス市、忍野村、甲府市	福岡県	福岡県、北九州市、久留米市、福岡市、豊前市、八女市、太宰府市、うきは市、柳川市	
長野県	長野県、長野市、小布施町、松本市、飯田市、高山村、千曲市、諏訪市、 佐久市、茅野市、小諸市、安曇野市	佐賀県	佐賀市、唐津市、武雄市	
新潟県	<u>新潟市</u> 、新発田市、上越市、佐渡市	長崎県	長崎県、長崎市、平戸市、島原市、新上五島町、小値賀町、佐世保市、南島原市、 五島市	
石川県	<u>石川県</u> 、金沢市、七尾市、輪島市、小松市、白山市、加賀市	熊本県	<u>熊本県、熊本市、</u> 山都町、山鹿市、天草市、苓北町	
富山県	富山市、高岡市	大分県	大分市、日田市、別府市、由布市、豊後高田市、中津市、臼杵市	
岐阜県	岐阜市、各務原市、高山市、中津川市、下呂市、白川村、大垣市、 可児市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、恵那市	宮崎県	宮崎市、綾町、日南市、西都市、日向市、延岡市、日之影町、椎葉村	
静岡県	<u>静岡市、浜松市</u> 、熱海市、三島市、富士市、袋井市、富士宮市、 下田市、湖西市、掛川市、沼津市、伊東市	鹿児島県	<u>應児島市</u> 、薩摩川内市、出水市	
愛知県	名古屋市、豊田市、岡崎市、犬山市、常滑市、半田市、瀬戸市、みよし市	沖縄県	石垣市、浦添市、読谷村、うるま市、宮古島市、本部町、宜野座村、那覇市、南城市	

(前頁の続き)

都道府県	景観行政団体(都道府県、政令市、中核市以外)		
三重県			
福井県	小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市		
滋賀県	近江八幡市、高島市、彦根市、守山市、長浜市、栗東市、東近江市、草津市、甲賀市、野洲市		
京都府	 宇治市、南丹市、長岡京市、福知山市、宮津市、亀岡市、向日市、伊根町		
大阪府	箕面市、豊中市、太子町、吹田市、岸和田市、茨木市、寝屋川市、交野市		
兵庫県	伊丹市、三田市、篠山市、豊岡市、宝塚市、朝来市		
奈良県	橿原市、明日香村、斑鳩町、生駒市、桜井市		
和歌山県	高野町		
鳥取県	倉吉市、鳥取市、米子市、三朝町		
島根県	松江市、津和野町、大田市、出雲市、海士町、奥出雲町、江津市、益田市		
岡山県	早島町、新庄村、瀬戸内市、真庭市		
広島県	三次市、尾道市、呉市、廿日市市		
山口県	萩市、宇部市、光市、山口市、岩国市、柳井市、防府市、下松市、周南市		
徳島県	徳島市、小松島市、三好市、上勝町、那賀町、美馬市、つるぎ町、東みよし町		
香川県	直島町、宇多津町、善通寺市、丸亀市、多度津町、土庄町、まんのう町、小豆島町		
愛媛県	大洲市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西予市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、久万高原町、上島町、松前町、内子町、伊方町、愛南町、 砥部町、東温市、松野町、鬼北町		
高知県	梼原町、四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、本山町		
福岡県	糸島市、豊前市、八女市、柳川市、太宰府市、うきは市、行橋市、大牟田市、中間市		
佐賀県	佐賀市、嬉野市、唐津市、武雄市、小城市、多久市		
長崎県	平戸市、島原市、新上五島町、五島市、佐世保市、南島原市、小値賀町、対馬市、雲仙市、壱岐市、大村市、松浦市、波佐見町、諫早市、東彼杵町		
熊本県	山鹿市、山都町、天草市、苓北町		
大分県	別府市、由布市、臼杵市、宇佐市、日田市、杵築市、中津市、豊後高田市、国東市、竹田市		
宮崎県	日南市、日向市、都城市、綾町、西米良村、日之影町、高千穂町、西都市、椎葉村、延岡市、高原町、小林市、都農町、門川町、串間市、高鍋町、美郷町、えびの市		
鹿児島県	霧島市、さつま町、出水市、指宿市、南種子町、薩摩川内市、長島町、鹿屋市、阿久根市、中種子町、南大隅町、西之表市、志布志市、錦江町、屋久島町、南さつま市、南九州市、瀬戸内町、奄美市、曽於市、喜界町、姶良市		
沖縄県	石垣市、浦添市、那覇市、うるま市、宮古島市、南城市、読谷村、渡名喜村、久米島町、本部町、名護市、宜野座村、沖縄市、伊平屋村、今帰仁村、北谷町、竹富町、大宜味村		

◇景観地区 35地区

· 北海道倶知安町: 1地区(ヒラフ高原景観地区)

・北海道ニセコ町: 1地区(ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地

· 岩手県平泉町: 1 地区(平泉町景観地区)

2地区(定禅寺通景観地区、宮城野通景観地区) 宮城県仙台市: 東京都江戸川区: 2地区(一之江境川親水公園沿線景観地区、古川

親水公園沿線書観地区) 神奈川県鎌倉市: 2地区(鎌倉地区、北鎌倉地区)

・神奈川県藤沢市: 2地区(江の島地区、湘南G-X地区) ・静岡県沼津市: 1地区(沼津市アーケード街美観地区) 1地区(熱海市東海岸町景観地区) 静岡県熱海市:

・岐阜県各務原市: 2地区(テクノプラザ景観地区、グリーンラ ンド柄山景観地区)

三重県伊勢市: 1地区(内宮おはらい町地区)

京都府京都市: 8地区(山ろく型美観地区、山並み背景型美観地区等)

・兵庫県芦屋市: 2地区(芦屋景観地区、芦屋川南特別景観地区)

·和歌山県高野町: 1地区(高野山景観地区) ·岡山県倉敷市: 1地区(倉敷市美観地区) ·島根県松江市 1地区(塩見縄手地区)

 広島県尾道市: 1 地区 (尾道市景観地区) 大分県大分市: 2 地区(大分城址公園周辺地区、西大分港周辺地区) 沖縄県石垣市: 3 地区(観音堂地区、川平地域景観地区、獅子森景観

地区)

◇準景観地区 3地区

1 地区 (平泉町準景観地区)

· 和歌山県高野町 : 2地区 (町石道周辺準景観地区、小辺路周辺準景観地区等)

◇景観協定の認可 26件

· 北海道旭川市: 1件 ・埼玉県さいたま市: 1件 · 東京都府中市: 8件 · 静岡県富士市: 1件 · 滋賀県大津市: 1件 ・茨城県つくば市: 1件 千葉県浦安市: 1件 東京都杉並区: 1件 · 兵庫県姫路市: 1件 佐智県唐津市・1件 · 埼玉県: 1件 · 千葉県市川市: 1件 · 岐阜県各務原市: 3件 · 兵庫県西宮市: 1件 · 大分県由布市: 3件

◇景観協議会 12組織

・滋賀県近江八幡市: 近江八幡市風景づくり委員会(平成17年9 福井県越前市: 越前市景観協議会(平成21年10月) ・大分県大分市: 街路樹のきれいなまちづくり協議会 (平成20年

安養寺景観まちづくり協議会 (平成24年5 滋賀県栗東市:

> 御堂筋地区景観協議会(平成18年12月) · 栃木県日光市: 日光市景観協議会(平成20年10月)

大阪府大阪市 真鶴町景観重要公共施設協議会(平成19年 · 高知県四万十町: 四万十町景観協議会 (平成21年4月) 神奈川県真鶴町: 6日)

・愛知県犬山市、岐阜県各務原市:木曽川景観協議会(平成21年5 長野県飯田市: 飯田市景観協議会(平成20年1月) · 宮城県仙台市: 杜の都景観協議会 (平成21年7月) ・福井県大野市 大野市景観協議会(平成20年4月)

◇景観農業振興地域整備計画策定団体 3 団体

岩手県一関市 (平成19年6月) ·滋賀県近江八幡市(平成18年12月) ・福岡県豊前市(平成22年10月)

◇景観重要建造物 256件

```
· 北海道東川町:
                      2件(旧町役場)
                                                                   東京都板橋区:
                                                                                        2件(住宅)
                                                                                                                                     · 京都府京都市:
                                                                                                                                                          5 4 件 (町家等)
                                                                                        1件(数奇屋建築)
                                                                                                                                                         1件(住宅等)
2件(洋風建築、酒蔵)
1件(商家)
 ・北海道札幌市
                      2件(教会等)
                                                                    · 神奈川県逗子市

    大阪府箕面市

                     2件(教会寺)
6件(ビジターセンター等)
6件(蔵、塀等)
2件(西屋旅館、笹屋観音堂等)
2件(住宅主屋、蔵等)
  北海道黑松内町
                                                                   ・神奈川県鎌倉市
・長野県長野市:
                                                                                        1件(旧住宅)
7件(洋風建築等)
                                                                                                                                     ・兵庫県伊丹市:
・和歌山県高野町
 · 青森県八戸市:
山形県米沢市:山形県大江町:
                                                                   ・岐阜県各務原市:
・岐阜県中津川市:
                                                                                                                                    岡山県岡山市山口県萩市
                                                                                                                                                          1件(局家)
1件(木下利玄生家等)
6件(社殿、醤油蔵等)
                                                                                         15件(住宅主屋、蔵等)
                                                                                       2件(酒造、住宅)
                                                                                       1 1 件 (住宅、土蔵等)
6 件 (住宅等)
                     1件(橋梁)
2件(小峰城跡三重櫓・前御門等)
                                                                   ・岐阜県岐阜市:
・静岡県静岡市:
                                                                                                                                     ・山口県宇部市
・徳島県上勝町
                                                                                                                                                          1件(銀行建築)
8件(水車小屋等)
 山形県寒河江市
 ·福島県白河市:
                     3件(まちかど蔵大徳、矢口家住宅等)
6件(音楽センター、住宅等)
                                                                                       5件(洋風建築)
1件(旧住宅)
                                                                                                                                                         16件(茶堂等)
9件(高加茂神社等
 芳城県土浦市・
                                                                   · 愛知県名古屋市

    高知県梼原町

                                                                                                                                      · 高知県四万十町:
 埼玉県さいたま市・2件(旧住字等)
                                                                   - 重県松阪市・
                                                                                        1件(住宅)

    長崎県長崎市

                                                                                                                                                         8件(住宅等)

    埼玉県さいた家市: 2件(旧住宅等)
    埼玉県ふじみ野市: 1件(記念館)
    千葉県船橋市: 1件(風車)
    東京都江東区: 4件(橋梁)
    東京都江戸川区: 3件(名主屋敷等)

        ・長崎県長崎市:
        8件(住宅等)

        ・熊本県熊本市:
        2件(住宅)

        ・佐県県津市:
        3件(城、旧住宅、旧銀行)

        ・宮崎県宮崎市:
        5件(県庁本館等)

        ・鹿児島県鹿児島市:
        3件(石塀、武家門)

                                                                    滋賀県大津市
                                                                                        7件(灯台、駅舎等)

    滋智県産桐市

                                                                                        18件(住字等)

    滋賀県近江八幡市:3件(寺院本堂)
    滋賀県長浜市: 13件(山蔵)
```

◇景観重要樹木 470件

```
・神奈川県横須賀市:151本(クスノキ、ケヤキ、フェニッ
山形県大江町:
            3本(カヤ、スギ、ケヤキ)
                                                                                滋賀県彦根市:
                                                                                               33本 (マツ)

    山形県米沢市

             1本 (マツ)
3本 (アカマツ、ナラガシワ)
                                        クス、サクラ他)
・神奈川県茅ヶ崎市: 4本 (イチョウ、タブノキ、クスノキ)
                                                                                 ・奈良県橿原市
                                                                                               1本 (エノキ)
101本(ツツジ)
石川県金沢市:

    京都府長岡京市

茨城県土浦市:
             5本 (真鍋の桜)
                                        ・神奈川県横浜市: 65本 (イチョウ)
・神奈川県平塚市: 50本 (メタセコイア)
                                                                                 島根県松江市:
                                                                                               1本 (タブノキ)
1本 (ハリモミ)

    ・東京都新宿区: 3本(人手ョウ、ケヤキ)
    ・東京都江戸川区: 3本(松)

                                                                                 高知県梼原町

    長野県高山村・

                                                     7本 (サクラ、スギ)
                                                                                 ·高知県四万十町
                                                                                              5本(天神杉等)
・東京都板橋区: 1本 (ケヤキ)
・埼玉県さいたま市:3本 (ツガ、ケヤキ、イチョウ)

    静岡県浜松市

                                                      1本 (スギ)
・埼玉県戸田市: 4本 (ケヤキ、桜)
・千葉県我孫子市: 6本 (スダジイ、ケヤキ)
                                         ·静岡県富士市
                                                       3本 (イチョウ、エノキ、マツ)
                                                                                 ・鹿児島県薩摩川内市:2本(南瀬の夫婦イチョウ)
                                                      1本 (イチョウ並木)

    静岡県三島市

                                                                                宮崎県宮崎市:
                                                                                              2本 (フェニックス)
```

※重要文化的景観 30件

出典) 文化庁HP (H24.1.24時点)

```
・北海道沙流郡平取町:アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観(HI9年
                                                                                                   ・高知県高岡郡中土佐町: 四万十川流域の文化的景観上流域の農山村と流通・往来(H21年2
                     7月)
遠野 荒川高原牧場 (H20年3月)
                                                                                                                              ハ
久礼の港と漁師町の景観 (H23年2月)
岩手県一盟市
                      一関本寺の農村暑観 (H18年7月)

    喜知県高岡那椿原町

                                                                                                                              四万十川流域の文化的景観
日カードルルペンスにおりませた。
上流域の山村と棚田 (H21年2月)
四万十川流域の文化的景観源流域の山村 (H21年2月)
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来 (H21年2
                                                                                                    高知県高岡郡津野町
                                                                                                   · 高知県高岡郡四万十町:
                     並爪の人に四京城
域下町の伝統と文化(H22年2月)
                    映下町の伝統と义化 (HZZ年2月)

姨捨の棚田 (HZ2年2月)

近江八幡の水郷 (H18年1月)

高島市海津・西浜・加内の水辺景観 (H20年3月)

高島市針生・霜降の水辺景観 (平成22年8月5日)
                                                                                                   ・佐賀県唐津市:
・長崎県佐世保市:
・長崎県平戸市:
・長崎県五島市:
                                                                                                                             月)

蕨野の棚田 (H20年7月)

佐世保市黒島の文化的景観 (H23年9月)

平戸島の文化的景観 (H22年2月)

五島市久賀島の文化的景観 (H23年9月)
· 長野県千曲市:
· 滋賀県近江八幡市:
· 滋賀県高島市:
滋賀県高島市:
                                                                                                    ・ 東崎末本海市 : 本海市の大海のグスにが開放 (HC2年9月)
長崎県未松浦海小値賀町:小煙貨階島の文化的発験 (HC2年2月)
- 長崎県南松浦郡新士五島町: 新土五島町北魚目の文化的景観 (平成24年1月)
- 熊本県上並城郡山都町: 透洒用水と白糸台地の棚田景観 (H20年7月)
- 熊本県天庫市 : 天車市崎本の流付景観 (H23年2月)
京都府宇治市: 宇治の文化的景観 (H21年2月)
奈良県高市郡明日香村: 奥飛鳥の文化的景観 (H23年9月)
徳島県勝浦郡上勝町: 樫原の棚田 (H22年2月)
・受援県平和島市: 造み水荷浦の原始 (H19年7月)
・高知県四万十市: 四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来 (H21年2月)
                                                                                                    総本県天草市:
                                                                                                    大分県日田市
                                                                                                                              小鹿田焼の里 (H20年3月)
田染荘小崎の農村景観 (平成22年8月)

    大分果豊後高田市
```

◇景観整備機構 延べ90法人

・岩手県:NPO法人 緑の相談室: NPO法人 緑の相談室: NPO法人 線の相談室・岩手県平原町:NPO法人 線の相談室・岩手県盛岡市:NPO法人 線の相談室・岩手県盛岡市・NPO法人 線の相談室・岩手県盛岡市・NPO法人 線の相談室・PO法人 いわて景観まちづくりセンター・岩手県北土市・NPO法人 線の相談室・PO法人 いわて野地では、140 英城県・NPO法人 線の相談室・装垣・NPO法人 線の相談室・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・	・長野県諏訪市: (社) 長野県建築士会 ・長野県茅野市: (社) 長野県建築士会 ・福井県越前市: (社) 福井県建築士会 ・ 破早県城阜市: (社) 福井県建築士会 ・ 岐阜県城阜市: (財) 日本途園建設業協会 ・ (公社) 静岡県建築士会 ・ (公社) 静岡県建築士会 ・ (公社) 静岡県建築士会 ・ (公社) 静岡県建築士会 ・ (会社) 静岡県建築士会 ・ (海田県正本市: (公社) 静岡県建築士会 ・ 静岡県兵松市: (公社) 静岡県建築士会 ・ 静岡県兵松市: (公社) 静岡県建築士会 ・ 静岡県兵松市: (公社) 静岡県建築士会 ・ 静岡県兵松市: (公社) 静岡県建築士会 ・ 神岡県兵松市: (公社) 春田県建築士会 ・ 三重県・(社) 三重県建築士会 ・ 三重県中勢市: (財) 伊勢文化会議所 ・ (社) 三重県建築士会 ・ 三重県四日市市: (社) 三重県建築士会 ・ 三重県の出版市: (社) 三重県建築士会 ・ 三重県の出版市: (社) 三重県建築士会 ・ 「(社) 三重県建築士会 ・ 「(社) 三重県建築士会 ・ 「(社) 三重県建築士会 ・ 「(社) 大阪府建築士等 ・ (財) 大阪府建築士等 ・ (財) 大阪府建築士会 ・ (社) 大阪府建築十会 ・ (社) 大阪府建築十会 ・ (社) 大阪府建築十会 ・ (社) 大阪府建築十会 ・ (社) 大阪府建築十一会 ・ (社)	・奈良県明日香村:NPO法人 A S U K A 自然塾 岡山県:(社) 岡山県建築士会 岡山県・南教市:(社) 岡山県建築士会 岡山県・南教市:(社) 岡山県建築士会 島取県・NPO法人 市民文化財ネットワーク島 取 ワーク島 内 アーク島 東